

第4章 第一種フロン類充填回収業者が取り組むべき事項

充填回収業者が取り組むべき事項は、以下の7項目である。

1. 第一種フロン類充填回収業者の登録等 (p.44)

2. 第一種フロン類充填回収業者のフロン類の引取義務、引渡義務 (p.52)

3. 充填基準・回収基準・運搬基準 (p.60)

4. 充填証明書・回収証明書の交付・情報処理センターの活用 (p.73)

5. 第一種フロン類充填回収業者の記録・報告等 (p.74)

6. 第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の再生 (p.79)

7. 再生証明書・破壊証明書の回付・保存 (第3章1. (5)p.28)

1. 第一種フロン類充填回収業者の登録等

【全体説明】

充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。また、必要に応じて、更新申請、変更届出、廃業等届出を行う。

(1) 第一種フロン類充填回収業者の登録

法第 27 条 第一種フロン類充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 事業所の名称及び所在地
三 その業務に係る第一種特定製品の種類並びに冷媒として充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類
四 事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力
五 その他主務省令で定める事項

第一種フロン類充填回収業者の登録の申請

施行規則
第8条 法第 27 条第2項(法第 30 条第2項において準用する場合を含む。)の規定により第一種フロン類充填回収業者の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
二 申請者がフロン類回収設備の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類
三 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
四 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員)が法第二十九条第一項各号に該当しないことを説明する書類
2 法第 27 条第2項第5号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 事業所ごとのフロン類回収設備の数
二 回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充填量が 50 キログラム以上の第一種特定製品からの回収を行う場合にはその旨
3 都道府県知事は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第81号)第 30 条の7第5項若しくは第 30 条の8第1項の規定により、第1項の申請をしようとする者に係る同法第 30 条の5第1項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、第一項の申請をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

【概要】

充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

【解説】

①第一種フロン類充填回収業の登録が必要な者

充填回収業を行おうとする者には、生業としてフロン類の充填及び回収を行う者だけでなく、管理者、整備者、廃棄等実施者自らが管理又は整備する第一種特定製品についてフロン類の充填・回収を行う場合も含まれる。すなわち、第一種特定製品に充填を行うためには、これまで充填を行っていた者であっても特例・例外措置は規定していないため、充填回収業の登録を受けて、充填の基準に従って充填を行う必要がある。

なお、充填回収業とは、「フロン類を充填すること及び(中略)フロン類を回収することを業として行うこと」をいい(第2章6. p.14)、充填又は回収行為を反復・継続して行うことを指すものであり、充填又は回収を生業としているか否かや営利目的か否かを問うものではない。

登録を受けないでフロン類の充填又は回収を業として行った場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される。

②第一種フロン類充填回収業の登録先

充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。充填業務又は回収業務を行う区域は、区域内の事業所の所在の有無にかかわらず、その区域内で業務を行う場合は、当該区域を管轄する都道府県知事の登録を受けることが必要となる。

例えば、A県の業者が、A県以外にB県でも充填又は回収を行う場合には、A県とB県の両方で登録を受ける必要がある。

③登録申請

登録申請については、施行規則 様式第1「第一種フロン類充填回収業者(登録/登録の変更)申請書」(p.109 参照)に必要事項を記載し、次に記載する書類を添えて、その業務を行おうとする区域を所管する都道府県知事に提出する。また、同一区域内において、フロン類の回収を行う事業所が複数有り、これを一括して申請する場合には、複数事業所の一括申請書の記入要領(第6章5. (2)p.116 参照)による方法によって行うことになる。

申請先及び申請方法、登録申請手数料については、都道府県の担当課(第6章1. p.96 参照)に確認されたい。

1)施行規則で定める添付書類

ア. 本人を確認できる書類

- ・個人の場合で、都道府県知事が住民基本台帳法に規定する本人確認情報を利用することができる場合は、当該書類は不要。ただし、これを利用できない場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票の写し。
- ・法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書。

イ. フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

- ・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。
- ・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のうち、いずれかの写し。

ウ. フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

- ・申請書に記載された以下の項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しを添付すること。

○フロン類の回収設備の種類

- ・CFC用
- ・HCFC用

- ・HFC用
- ・CFC・HCFC兼用
- ・CFC・HFC兼用
- ・HCFC・HFC兼用
- ・CFC・HCFC・HFC兼用

○回収設備の能力の区分

- ・200g/min 未満
- ・200g/min 以上

※現在使用されているフロン類の回収設備の種類及び能力の一覧については、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の冷媒回収推進・技術センター(RRC)のウェブサイト参照されたい。 <http://www.rrc-net.jp>

エ. 申請者が法に定める以下の欠格要件に該当しないことを説明する書面(申請者が該当しない者であることを誓約した旨の書面(第6章7. (1)p.119 参照)を添付すること。)

- ・成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・フロン排出抑制法等に違反して罰金以上の刑に処せられ、2年を経過しない者
- ・登録を取り消され2年を経過しない者 など。

2) 申請書の備考欄

- ア. 申請書の備考欄には、申請に係る事項の補足的説明やフロン類の充填・回収を自ら行う十分な知見を有する者又はフロン類の充填・回収に立ち会う十分な知見(第4章3. (1)p.60、第4章3. (2)p.68 参照)を有する者の氏名等を記載することができる。都道府県の判断により当該氏名等の記載を依頼される場合もある。
- イ. 申請に係る事業者が充填・回収予定の製品、事業範囲が限定される場合(例えば自動販売機や車載型の冷凍機器のみを取り扱う場合、工場、冷凍倉庫等で自社所有の機器のみを対象とする場合など)には、その内容を記載することができる。

なお、申請書備考欄に記載した事項等について、都道府県が自らの判断で、申請書に参考として以下のような資料の添付を依頼することがある。

- ・フロン類の充填・回収を自ら行う十分な知見を有する者又はフロン類の充填・回収に立ち会う十分な知見を有する者が有する資格に関する資料
- ・フロン類の充填・回収業務の経験に関する資料

■改正法施行時の経過措置(自動移行の扱い)

平成 27 年 3 月 31 日時点で、フロン回収・破壊法に基づく「第一種フロン類回収業者」の登録を受けている者は、改正法の施行に伴い「第一種フロン類充填回収業者」へ自動的に移行される(平成 25 年改正法附則第6条第1項)。なお、この場合、旧「第一種フロン類回収業者」の登録日が、充填回収業者としての登録日とみなされる(同条第2項)。

自動移行の際、充填の対象とする第一種特定製品の種類は、エアコンディショナー及び冷蔵機器・冷凍機器の全て、充填しようとするフロン類の種類は、CFC、HCFC、HFCの全てとされるが、更新時に事業の実態に即した登録内容とすることが必要となる。その際には、更新手続きをもって、変更手続きも兼ねることができる。

また、改正法の施行日(平成 27 年 4 月 1 日)において、現にフロン類の充填を業として行っている者は、改正法の施行日から6ヶ月間(平成 27 年 9 月 30 日まで)は、第一種フロン類充填回収業者としての登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる(平成 25 年改正法附則第6条第1項)。ただし、その場合であっても、3. (1) (p.60)で後述する充填基準は遵守する必要がある(平成 25 年改正法附則第6条第4項)。

(2) 登録の基準

施行規則

第9条 法第 29 条第1項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- 二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。
- 三 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充填量が 50 キログラム以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、1分間に 200 グラム以上のフロン類を回収できるものであること。

【解説】

登録の基準は、以下のとおりである。なお、基準の内容については、平成 25 年法改正により、第一種フロン類回収業者が第一種フロン類充填回収業者に変更された後も変更はない。

- ・申請に係る事業所ごとに、記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- ・フロン類の回収に使用する回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応していること。
- ・フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品の場合には、回収設備が1分間に200g以上のフロン類を回収できる能力を有すること(複数の回収設備の能力の合計でも良い)。

(3) 登録の実施

(登録の実施)

法第28条 都道府県知事は、前条第2項の規定による登録の申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類充填回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(第一種フロン類充填回収業者登録簿の閲覧)

法第32条 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

【解説】

①第一種フロン類回収業者登録簿への登録

第一種フロン類充填回収業者に登録された場合、以下の項目が記載された第一種フロン類充填回収業者登録簿に掲載される。同登録簿については、全ての都道府県においてホームページで公表されている。

- ・登録番号
- ・登録年月日
- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・事業所の名称及び所在地

・業務対象の第一種特定製品の種類及び充填・回収しようとするフロン類の種類

②申請者への通知

第一種フロン類充填回収業者に登録された場合、都道府県知事から申請者に登録した旨が通知される。
なお、都道府県知事により登録を拒否された際には、その理由と併せて通知される。

(4) 登録の更新

法第 30 条 第 27 条第1項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2 第 27 条第2項、第 28 条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。
3 第1項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

【概要】

第一種フロン類充填回収業者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受けなければならない。登録の有効期間の満了日までに、都道府県知事へ更新の申請が行われなければ、その効力を失う。

【解説】

①更新の申請書

更新の申請書や必要な添付資料などについては、新規登録の場合と同様である。

②更新後の有効期間について

登録の更新の申請があった場合には、登録の更新が行われた日から5年が有効期間である。

なお、登録の有効期間の満了日までに、都道府県へ更新の申請が行われていれば、更新が行われる前に登録の有効期間の満了日を超えてしまった場合でも、都道府県知事による登録（あるいは、登録の拒否）の手続きが完了するまでは、従前の登録は有効である。この場合、新たな登録の有効期間は、従前の登録の有効期限の満了の日の翌日から5年となる。

(5) 変更の届出

法第 31 条 第一種フロン類充填回収業者は、第 27 条第2項各号に掲げる事項に変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）があったときは、その日から 30 日以内に、主務省令で定める 書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
2 第 28 条及び第 29 条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

登録事項の軽微な変更

施行規則

（第一種フロン類充填回収業者の登録事項の軽微な変更）

第 10 条 法第 31 条第1項の主務省令で定める軽微な変更は、法第 27 条第2項第4号に規定するフロン類回収設備の能力又は第8条第2項第1号に掲げる事項の変更であって、法第 27 条第2項第3号及び第8条第2項第2号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

(第一種フロン類充填回収業者の登録事項の変更の届出)

第 11 条 法第 31 条第 1 項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第二による届出書に次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 第一種フロン類充填回収業者が法人であり、かつ、法第 27 条第 2 項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき 登記事項証明書

二 法第 27 条第 2 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項に変更(前条に定める軽微な変更を除く。)があったとき 第 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる書類

2 都道府県知事は、住民基本台帳法第 30 条の 7 第 5 項若しくは第 30 条の 8 第 1 項の規定により、前項の届出をしようとする者に係る同法第 30 条の 5 第 1 項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

【概要】

第一種フロン類充填回収業者として登録されている事項の変更があった場合、原則、登録を受けている都道府県に、変更届の提出が必要となる。

【解説】

①変更の届出が必要な場合

第一種フロン類充填回収業者として登録を受けた者が、以下の事項を変更した場合、施行規則様式第 2 (第 6 章 4. (2) p.111 参照)による変更届出が必要となる。

1) 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名

2) 事業所の名称及び所在地

3) その業務に係る第一種特定製品の種類及び充填・回収しようとするフロン類の種類

登録申請した「充填・回収の対象とする第一種特定製品の種類及び充填・回収しようとするフロン類の種類」に係る変更のことをいう。

4) 回収の用に供する設備の種類

登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る 変更のことをいう。例えば、申請時に「CFC 用」1 台、「HCFC 用」1 台を所有していたが、「CFC・HCFC 兼用」を 1 台追加(又は買い換え)した場合は対象。しかし、「CFC、HCFC、HFC 兼用」を 1 台所有していたが、さらに「CFC、HCFC、HFC 兼用」を 1 台追加(又は買い換え)した場合は、対象ではない。

②届出の期限

変更があった日から 30 日以内に、その変更に係る以下の書類を添付して登録を受けた都道府県に届け出なければならない。

1) 上記の 1) に係る変更届出の場合

・住民票の写し又は登記事項証明書((1)③1)アに記述の「本人を確認できる書類」と同じ)

2) 上記の 2) 及び 3) に係る変更届出の場合

・フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

(6) 廃業等の届出

法第33条 第一種フロン類充填回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事(第5号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類充填回収業に係る第一種フロン類充填回収業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合 第一種フロン類充填回収業者であつた個人又は第一種フロン類充填回収業者であつた法人を代表する役員

2 第一種フロン類充填回収業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第一種フロン類充填回収業者の登録は、その効力を失う。

第一種フロン類充填回収業者による廃業等の届出に際しての回収量等の報告

施行規則
第12条 法第33条第1項の規定により第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出をする者は、当該届出とあわせて、法第47条第3項の規定の例により、法第33条第1項各号に掲げる事由の生じた日の属する年度の業務の実施の状況について都道府県知事に報告するものとする。

2 第一種フロン類充填回収業者について、法第35条第1項の規定により登録が取り消されたときは、当該第一種フロン類充填回収業者であつた者は、法第47条第3項の規定の例により、登録が取り消された日の属する年度の業務の実施の状況について都道府県知事に報告するものとする。

【解説】

① 廃業等の届出

第一種フロン類充填回収業者が廃業等を行った場合は、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。廃業等の事由及びそれごとの届出者は以下のとおりである。

表 21 廃業等の届出

廃業等の事由	届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であつた者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合	第一種フロン類充填回収業者であつた個人又は第一種フロン類充填回収業者であつた法人を代表する役員

② 充填量・回収量等の報告

廃業等を届け出る際には、その年度内で廃業等の要件に該当することとなった日までの充填量・回収量等についても、様式第3(第6章4. (3)p. 112 参照)により報告することが必要となる。

(7) 都道府県知事による登録の抹消、取消し等

(登録の抹消)

法第 34 条 都道府県知事は、第 30 条第1項若しくは前条第2項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は次条第一項の規定により登録を取消したときは、当該第一種フロン類充填回収業者の登録を抹消しなければならない。

(登録の取消し等)

法第 35 条 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第一種フロン類充填回収業者の登録を受けたとき。
- 二 その者の第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備が第29条第1項に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三 第 29 条第1項第1号、第2号、第4号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

2 第 29 条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

【解説】

①登録の抹消

5年ごとの更新を受けなかった場合や第一種フロン類充填回収業者を廃止した場合、登録の取消処分を受けた場合等は、登録はその効力を失う。その際には、都道府県知事により第一種フロン類充填回収業者の登録は抹消される。

②登録の取消し等

都道府県知事は、充填回収業者が次のような事項に該当するときは、登録の取消しや業務停止の処分を行うことができることとなっている。処分が行われたときは、その理由とともに第一種フロン類充填回収業者に通知される。

- 1) 不正の手段により、充填回収業者の登録を受けたとき。
- 2) 回収の用に供する設備が「登録基準」に適合しなくなったとき。
- 3) 登録の拒否要件である「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者」等に該当することとなったとき。
- 4) フロン排出抑制法等に基づく処分に違反したとき。

③充填量・回収量等の報告

都道府県知事による登録取消しがなされた場合、その年度内で登録が取り消された日までの充填量・回収量等についても、様式第3(第6章4. (3)p. 112 参照)により報告することが必要となる。

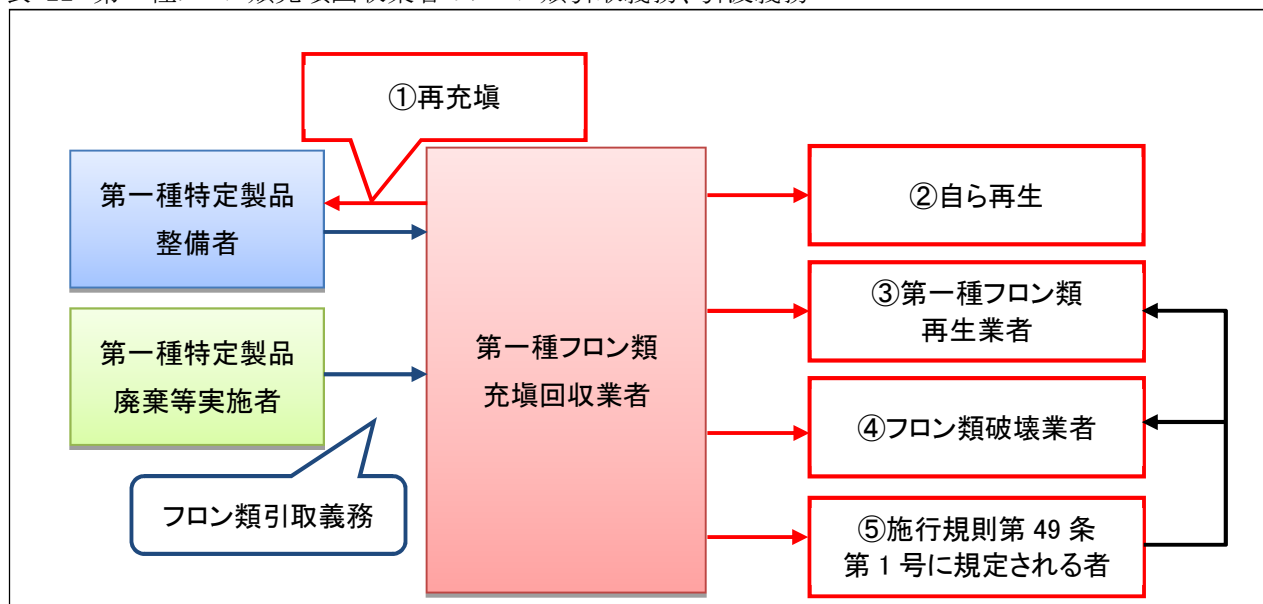
2. 第一種フロン類充填回収業者のフロン類引取義務、引渡義務

【全体説明】

充填回収業者は、フロン類の引取りを求められた時は、当該フロン類を原則として引き取らなければならない。

また、回収したフロン類について、当該フロン類を、自ら再生する場合等を除き、再生業者又は破壊業者等に引き渡さなければならない。

表 22 第一種フロン類充填回収業者のフロン類引取義務、引渡義務



(1) フロン類の引取義務

(第一種特定製品整備者の引渡義務等)

法第 39 条

4 第一種特定製品整備者は、第1項本文の規定により第一種フロン類充填回収業者に第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収させた場合において、第 37 条第1項本文の規定により当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充填されたもの以外のあるときは、これを当該第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならない。

5 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

(第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務)

法第 41 条 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

(第一種フロン類充填回収業者の引取義務)

法第 44 条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第41条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第1項の規定による書面の交付又は同条第6項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

【概要】

充填回収業者は、整備者や廃棄等実施者から引き渡されるフロン類について、行程管理制度に基づく書面の交付又は回付がない場合及び正当な理由がある場合を除き、引き取る義務がある。

【解説】

第一種フロン類充填回収業者に引取義務が適用される場合(例)

整備時	整備者が第一種フロン類充填回収業者にフロン類の回収をさせた場合で、当該第一種特定製品にフロン類を再充填するもの以外のフロン類(再充填した残りのフロン類)の引取りを求められた場合 注) 整備時は行程管理制度が適用されないため、同制度に基づく書面は交付されない。
廃棄時等	廃棄等実施者から、直接又は引渡受託者を介して引取りを求められた場合

なお、当該規定はフロン類の回収に関連して適用されるものであり、フロン類の充填には適用されない。

例外①:行程管理制度に基づく書面の交付又は回付がない場合

引取りを求められる際の行程管理制度に基づく書面とは、廃棄等実施者から直接回収を依頼される場合にあっては「回収依頼書」をいい、廃棄等実施者から引渡受託者を介して回収を依頼される場合にあっては「委託確認書」をいう。

例外②:正当な理由がある場合

「正当な理由がある場合」は、以下のような場合などである。

- 天災等不可抗力の要因によるもので、引取りに係る安全が確保できない場合
 - ・地震、水害などにより、回収作業場所の安全が確保できない場合
 - ・事業所が天災等により被害を受け、回収・引取りが物理的に不可能な場合
- 引取りに係る社会通念上適正な料金の支払いが見込めない場合
 - ・回収費用について、折り合いが付かない場合(充填回収業者が極端に高い費用を請求するような場合を除く)
- 技術的な理由等により、適切に引き取ることができないと見込まれる場合
 - ・第一種特定製品に充填されているフロン類の種類が不明な場合
 - ・第一種特定製品のシステムが大規模の場合、機構が複雑であるなど充填回収業者の技術・装置等では適切に対応できない場合
 - ・充填回収業者が限定された製品(例えば自動販売機や、車載型の冷凍機器のみを扱う場合や、工場等で自社所有機器のみの整備等を行う場合など)のみを扱っている場合であって、それ以外のものの回収を依頼された場合
 - ・充填回収業者の都道府県知事への登録が、充填に関する項目のみに限定されている場合であって、回収を依頼された場合
- 引取りを行うことが違法行為を形成する場合
 - ・本法及び他の法令(例えば「高圧ガス保安法」など)の規定に違反することが明らかな場合
 - ・回収に必要な時間が十分に確保できず、確実にフロン類の回収ができない場合

(2) 引取証明書の交付

- 法第 45 条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、フロン類の引取りを証する書面（以下この条において「引取証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 2 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証明書に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書を交付するとともに、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書の写しを送付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該交付をした引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による引取証明書の交付又は前項の規定による引取証明書の写しの送付を受けたときは、当該引渡しが終了したことをそれぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写しにより確認し、かつ、当該引取証明書又は当該引取証明書の写しをそれぞれ当該交付を受けた日又は当該送付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 5 第一種フロン類引渡受託者は、第二項の規定による引取証明書の交付を受けたときは、当該引取証明書を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、引取証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

引取証明書の記載事項、交付、保存期間

施行規則

（第一種特定製品廃棄等実施者に交付する引取証明書の記載事項）

第 41 条 法第 45 条第 1 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数
- 三 フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在
- 四 フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 引取証明書の交付年月日
- 六 フロン類の引取りを終了した年月日
- 七 引き取ったフロン類の種類ごとの量

（第一種特定製品廃棄等実施者への引取証明書の交付）

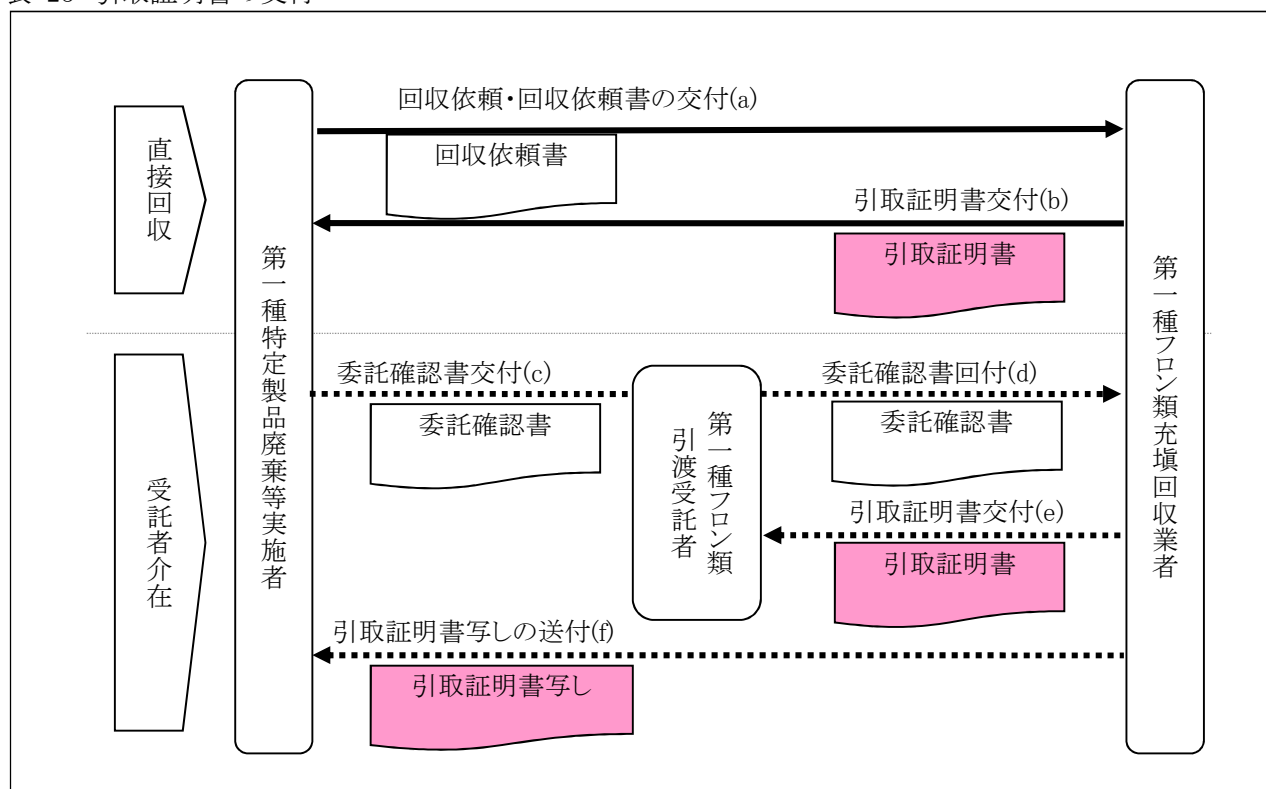
第 42 条 法第 45 条第 1 項の規定による引取証明書の交付は、次により行うものとする。

- 一 フロン類の引取り後速やかに交付すること。
- 二 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数並びに第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所が引取証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

（第一種フロン類充填回収業者の引取証明書の写しの保存期間）

第 43 条 法第 45 条第 1 項の主務省令で定める期間は、三年とする。

表 23 引取証明書の交付



【解説】

充填回収業者は、フロン類を回収後、速やかに、かつ、記載事項に相違がないか確認の上、引取証明書を交付しなければならない。また、引取証明書の写しを交付の日から3年間、保存しなければならない。

○廃棄等実施者からの直接依頼の場合(a)は、廃棄等実施者に交付(b)。

○引渡受託者を通じての依頼の場合(c)(d)は、引渡受託者に交付(e)し、写しを廃棄等実施者へ送付(f)。

表 24 引取証明書の記載事項

- 1 廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 2 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数
- 3 フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在※
- 4 フロン類を引き取った充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 5 引取証明書の交付年月日
- 6 フロン類の引取りを終了した年月日
- 7 引き取ったフロン類の種類ごとの量

※引取証明書の記載事項のうち、「フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在」は、フロン類の回収依頼書又は委託確認書をもとに作成する。

(3) フロン類の引渡義務

法第 46 条 第一種フロン類充填回収業者は、第 39 条第1項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において第 37 条第1項ただし書の規定により当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充填したもの以外のものがあるとき、又は第 39 条第5項若しくは第 44 条第1項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第50条第1項ただし書の規定により自ら当該フロン類の再生をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外

施行規則

第 49 条 法第 46 条第1項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であつて、かつ、次に掲げる要件のすべてに該当するものとして都道府県知事が認めるものに引き渡す場合

イ フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、次に掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から5年間保存することが確実であること。

(1) フロン類を引き取った年月日及び引き取ったフロン類の種類ごとの量

(2) フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

(3) フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

(4) フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

ロ 毎年度終了後45日以内に、次に掲げる事項について都道府県知事に報告することが確実であること。

(1) 前年度において引き取ったフロン類の種類ごとの量

(2) 前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量

(3) 前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

(4) 前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

(5) 前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量

二 法第 50 条第1項の規定に基づき第一種フロン類再生業の許可を申請しようとする者(以下この号、第 51 条第1項第7号及び第 52 条第1項第9号において「申請者」という。)に対して、当該申請に必要な限度において、第一種フロン類充填回収業者がフロン類を再生の実験のために引き渡し、かつ、当該フロン類が申請者から当該第一種フロン類充填回収業者に返却される場合

【概要】

第一種充填回収業者は、回収したフロン類について、①回収した第一種特定製品へ再充填する、②法第 50 条第 1 項ただし書きの規定により自ら再生をする、③第一種フロン類再生業者に引き渡す、④フロン類破壊業者に引き渡す、又は⑤施行規則第 49 条第1号に規定される者に引き渡す必要がある。また、⑥施行規則第 49 条第 2 号に規定される者についても返却されることを条件に引渡しが認められる。

【解説】

①回収した第一種特定製品へ再充填する

第一種特定製品から回収したフロン類については、当該第一種特定製品へ再び充填することが可能である。

なお、この場合であっても、フロン類の充填に関する基準(第4章3. (1)p.60 参照)を遵守する必要があり、充填証明書(第3章1. (3)p.24 参照)についても同様に交付する必要がある。

②法第 50 条第 1 項ただし書きの規定により自ら再生をする

第一種特定製品から回収したフロン類については、自ら再生し、第一種特定製品に充填することが可能である。

ただし、再生に当たっては、法第 50 条第 1 項ただし書き及び施行規則第 54 条の基準に適合している必要があり、不適合の場合は、再生業の無許可営業に該当することに注意されたい。(詳細は第 4 章 6. (p.79) を参照。)

◎平成 25 年改正について

平成 25 年改正までは、第一種フロン類充填回収業者は、回収したフロン類の再利用※が可能であったが、平成 25 年改正により、法第 50 条第 1 項ただし書き及び施行規則第 54 条の基準に適合した場合に限り、自ら「再生」することができることとなった。

※当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすること。

③第一種フロン類再生業者に引き渡す

第一種特定製品から回収したフロン類については、第一種フロン類再生業者に引き渡すことが可能である。

④フロン類破壊業者に引き渡す

第一種特定製品から回収したフロン類については、フロン類破壊業者に引き渡すことが可能である。

⑤施行規則第 49 条第 1 号に規定される者に引き渡す

第一種特定製品から回収したフロン類については、都道府県知事が認める者への引渡しが例外的に認められている。都道府県知事が認めていることが何らかの形で明示されていることが必要であり、条例や要綱などにより、認定の基準を定めているところもある。

認められ得る者としては、例えば、公益性のある団体が設置する中間収集センターや回収冷媒管理センター等が考えられる。これらセンターにおいては、充填回収業者から逆有償で引き取って破壊業者に回す場合があり、このような逆有償を伴うような形態は、信頼のおける者に限定しないと違法放出が行われるおそれがあるため、限定をかける趣旨で、都道府県知事が認める場合に限ることとしている。

都道府県知事が認める者については、平成 25 年改正に伴い、認定要件の統一化がなされており、詳細は表 25 のとおりである。

表 25 施行規則で定める引渡義務の例外

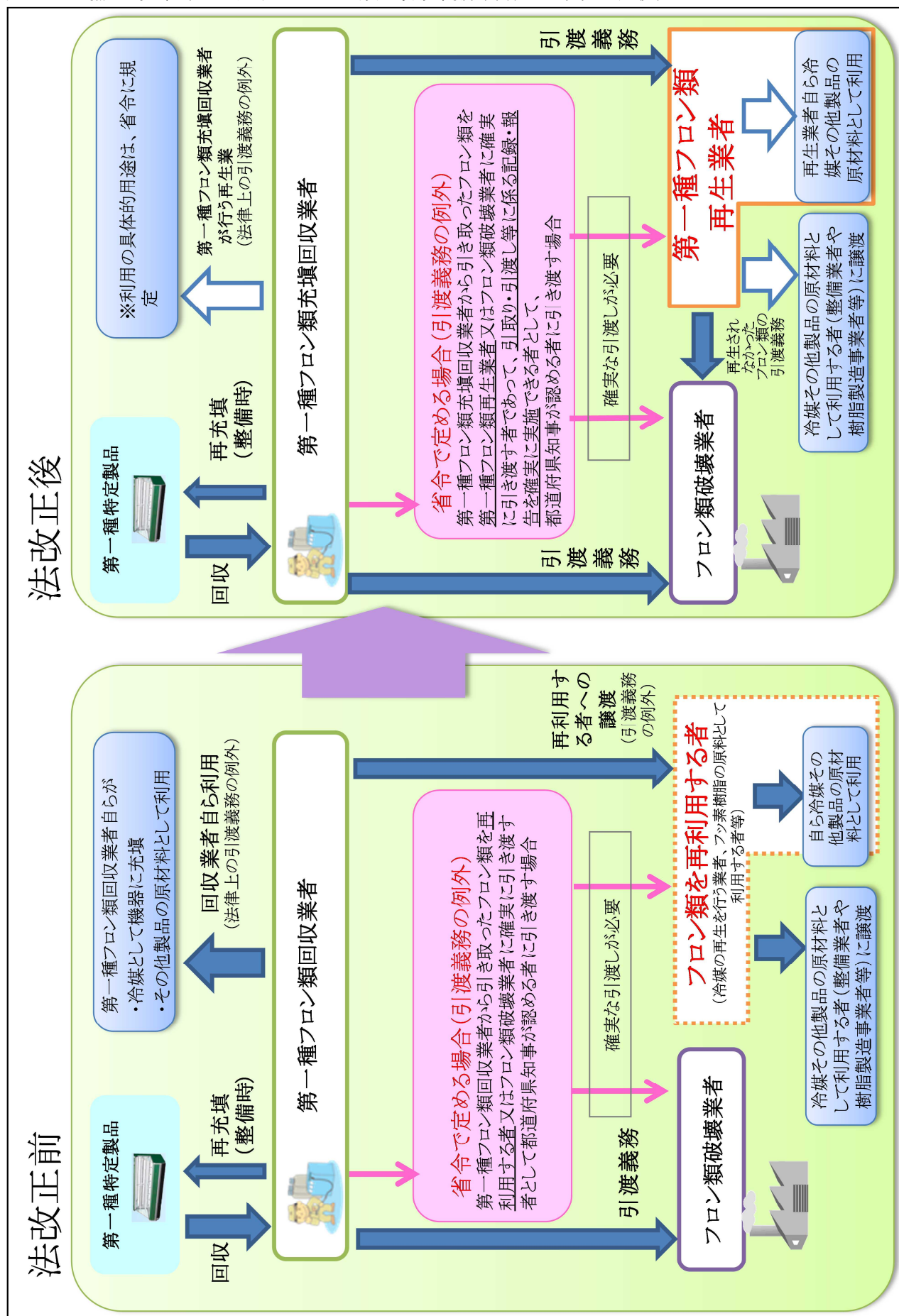
平成 26 年度末まで(法改正前)	第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認める者に引き渡す場合。
平成 27 年度より(法改正後)	次の各号の要件を全て満たす者として都道府県知事が認める者に引渡す場合とする。 ① 第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者 ② 業務の状況について、フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、当該引取り状況等に係る記録を確実に作成し、5年間保存する者

	③ 毎年度、年度終了後45日以内に、都道府県知事に対し、前年度の業務の状況について確実に報告をする者
--	--

⑥施行規則第49条第2号に規定される者に引き渡す

第一種フロン類再生業の許可を申請しようとする者に対して、当該申請に必要な限度において、充填回収業者がフロン類を再生の実験のために引き渡すことは例外的に可能である。ただし、当該フロン類が申請者から当該充填回収業者に返却される場合に限ることとしている。

図 15 整備時・廃棄等時に回収したフロン類の引渡義務(平成 25 年改正前後)



3. 充填基準・回収基準・運搬基準

【全体説明】

充填回収業者は、第一種特定製品にフロン類を充填するとき、第一種特定製品からフロン類を回収するとき、及びフロン類を運搬するとき、それぞれ充填基準、回収基準及び運搬基準を遵守する必要がある。

なお、運搬基準の遵守については、充填回収業者から委託を受けて運搬する者にも適用される。

(1) 充填に関する基準

法第 37 条

3 第一種フロン類充填回収業者(第1項ただし書の規定により自らフロン類の充填を行う第一種特定製品整備者を含む。次項、次条第1項、第 47 条第1項から第3項まで並びに第 49 条第1項、第2項、第5項及び第7項において同じ。)は、第1項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準に従って行わなければならない。

フロン類の充填に関する基準

施行規則

第 14 条

法第 37 条第3項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行う前に、当該第一種特定製品について、当該第一種特定製品の管理者が保存する点検及び整備に係る記録簿を確認すること、外観を目視により検査することその他の簡易な方法により、次に掲げる事項を確認(次号及び第3号において「充填前の確認」という。)すること。

イ 第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の漏えい(以下この条において単に「漏えい」という。)の有無並びに漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えいに係る点検及び当該漏えいを防止するために必要な措置(以下この条において「修理」という。)の実施の有無

ロ 漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候(以下この条において「故障等」という。)の有無並びに故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検及び修理の実施の有無

二 前号の充填前の確認を行った場合において、当該充填前の確認の方法及びその結果並びに次に掲げる事項について第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者に通知すること。

イ 漏えいを確認し、かつ、当該漏えいに係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該漏えい箇所を特定するための点検及び修理の実施の必要性

ロ 漏えいを確認し、当該漏えいに係る点検による漏えい箇所の特定及び修理の実施を確認できない場合にあっては、修理の実施の必要性

ハ 故障等を確認し、かつ、当該故障等に係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該故障等の原因を特定するための点検及び点検の結果において当該故障等により漏えいが現に生じていることが確認された場合における修理の実施の必要性

三 第1号の充填前の確認を行った場合において、漏えい又は故障等を確認したときは、次に掲げる事項を確認するまで第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行ってはならない。ただし、漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合においては、この限りでない。

イ 漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。

ロ 故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検を行ったこと及び次に掲げるいずれかの事項

(1) 当該故障等により漏えいが現に生じていないこと。

(2) 当該故障等による漏えいを確認したときは、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。

四 人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類の充填を行うことが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から 60 日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、前号の規定にかかわらず、同号イ及びロに規定する事項の確認前に、1回に限り充填を行うことができる。

- 五 充填しようとするフロン類の種類が法第87条第3号に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していることを確認すること又は充填しようとするフロン類の地球温暖化係数(フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。以下この号及び第94条において同じ。)が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該第一種特定製品の製造業者等を確認すること。
- 六 現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充填しようとする場合は、あらかじめ、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得ること。
- 七 フロン類の充填に際して、フロン類が大気中に放出されないよう必要な措置を講ずること。
- 八 必要以上に充填を行うことその他の不適切な充填により、第一種特定製品の使用に際して、フロン類が大気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を講ずること。
- 九 フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこと。

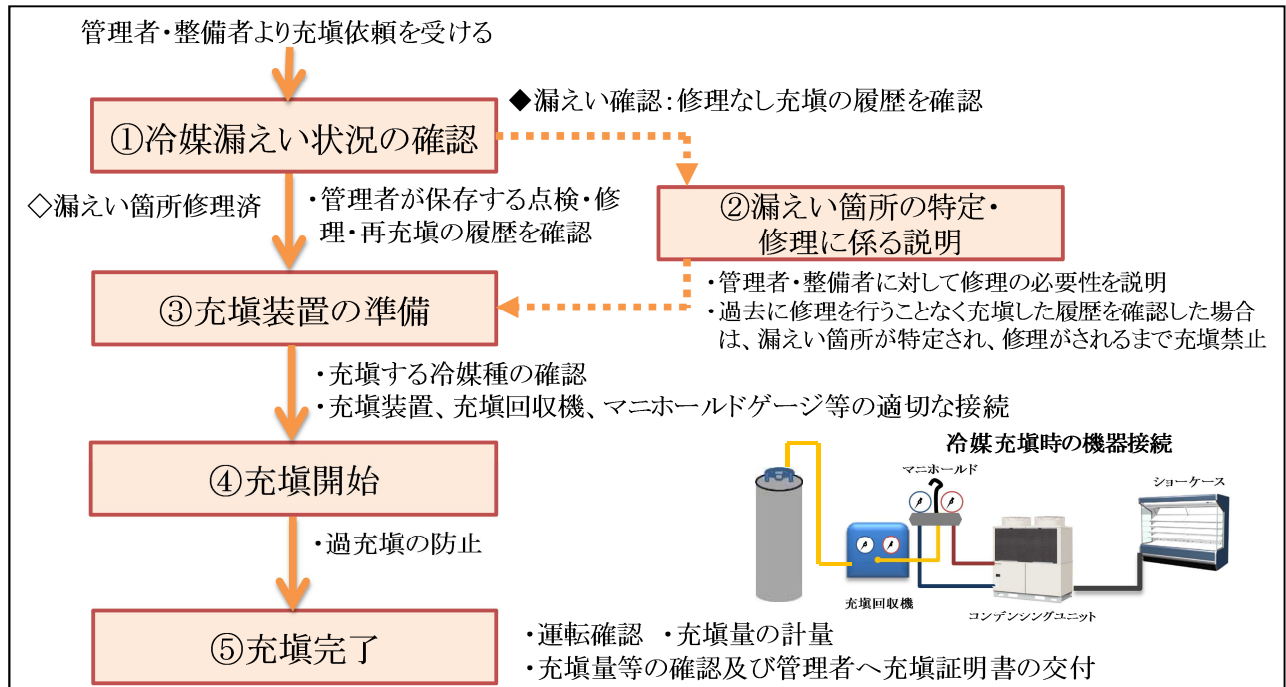
【概要】

不適切な充填による漏えい防止、整備不良の機器を放置したまま冷媒の漏えい箇所等が修理されず冷媒が充填され続けることによる漏えい防止、異種冷媒の混入防止等の観点から、第一種フロン類充填回収業者が充填の際に遵守すべき基準を定めるものである。

表 26 第一種フロン類充填回収業者が充填の際に遵守すべき基準の概要

充填前	(1) 充填に先立つ確認 ・充填前、点検等の記録の確認、外観の目視検査等により、冷媒の漏えい・故障等の有無やこれらに係る点検・修理の実施の有無を確認 (2) 管理者及び整備者への通知 ・確認の結果、点検・修理の実施を確認できない場合は、状況に応じて、点検の実施や修理を行う必要性を管理者及び整備者に説明 (3) 修理等を行うまでの充填の禁止 ・フロン類の漏えい又は故障等を確認したときは、やむを得ない場合(フロン類の漏えい箇所を特定し、又は修理を行うことが著しく困難な場所に当該フロン類の漏えいが生じている場合)を除き、点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはならない*。 * ただし、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から 60 日以内に修理を行うことが確実なときは、点検修理の前に1回に限り充填を行うことができる。
充填時	(4) 冷媒の確認 ・充填しようとするフロン類の種類が、法第 87 条第 3 号に基づき製品に表示されたもの又は当該フロン類よりGWPが低く、使用して安全上支障がないものであるか確認。 ・現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを充填しようとする場合は、あらかじめ、当該特定製品の管理者の承諾を得ること。 (5) 充填中及び充填後の漏えい防止措置 ・充填中及び過充填による使用中の漏えいが生じないよう必要な措置を実施。 (6) 機器・充填に係る十分な知見 ・十分な知見を有する者が自ら実施又は立会う。

図 16 充填の手順



【解説】

①充填に先立つ確認

フロン類の繰返し充填による漏えいを防止するため、後述のとおり、修理等を行うまでのフロン類の充填は原則禁止される。これを担保するため、点検等の記録の確認や外観の目視検査等で機器の整備不良等を通じ、冷媒の漏えい・故障等の有無を充填前に確認するとともに、これらに係る点検・修理の実施の有無を確認することが求められている。

なお、これに対応する措置として、管理者は、管理する第一種特定製品ごとに、その点検・整備に関して記録し、機器を廃棄するまで保存することとされており、必要に応じて整備者等へ開示等する必要があるとされている。(管理者判断基準 第四)

■冷媒の漏えい及び修理について

フロン類の漏えいの事象や、漏えいを確認した場合の漏えいを防止するために必要な措置(修理)として次のような事例がある。

表 27 修理の事例

修理の内容	漏えいの事象	漏えいの部位、要因と措置
増し締め	✓ サイトグラスに気泡あり ✓ 直接法により漏れ部位を特定	部位:膨張弁フレア接続部 要因:膨張弁出口部の温度変化による熱膨張/収縮の繰返しによりフレアナットの緩み発生 措置:フレアナット増し締め
継手交換	✓ 油もれの痕跡から漏えいの疑いあり ✓ 直接法により漏れ部位を特定	部位:室外機の冷媒配管フレア部 要因:振動 措置:フレア継手交換
配管ろう付け補修	✓ 冷凍機インジェクション配管からの漏えい ✓ 当初は微量であったが、振動により徐々に亀裂が広がり、発見 ✓ 使用温度帯が-2°Cのため、店舗側の温度チェックにより徐々に温度が上昇する傾向にあったため比較的早く発見に至った	部位:ショーケース内冷却コイル 要因:振動 措置:亀裂部分の溶接(ろう付け)
配管ろう付け補修	✓ ショーケース内冷却コイルから冷媒漏れ ✓ 当初は非常に微量であったため、なかなか発見に至らなかった ✓ 使用温度帯$+8^{\circ}\text{C}$と比較的高い温度帯であるため、店側の温度チェックでも気付くのが遅れ、大量の冷媒漏れに至った	部位:ショーケース内冷却コイル 要因:振動 措置:亀裂部分の溶接(ろう付け)

出典 一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会資料

表 28 冷媒漏えいの事例の分類・整理

漏えい部位		漏えい事例の例示	原因									
			① 振動・圧力	② 腐食	③ 熱影響	④ 液・マ・流体力	⑤ 冷媒・油の劣化	⑥ 計画・設計	⑦ 施工不良	⑧ 保守不良	⑨ 設置環境	⑩ 設備管理
1	フレア継手	・継手部の緩み・亀裂 (締め過ぎ, 締め不足, 使用工具)	✓		✓	✓			✓	✓		
		・規格外部品の使用 ・不適切なオイル塗布						✓	✓	✓		
2	機械継手とフランジ	・ボルトの片締め ・不適切なガスケットの使用 ・補修作業の不備	✓		✓			✓	✓	✓		
3	Oリング, ガスケット (バルブ類など)	・シール部の劣化 (摺動, 経年劣化)	✓		✓	✓	✓			✓		
4	シャフトシール	・経年摩耗 ・潤滑, 芯だしの不備	✓				✓		✓	✓		
5	・冷媒配管 ・キャピラリチューブ	・部材の選定不備 (材質, サイズなど)				✓	✓	✓	✓			
		・ろう付けの欠陥						✓	✓			
		・機器・配管支持不備 ・キズ, こすれ保護不足	✓		✓			✓	✓	✓		
		・強度不足, 安全率の不足	✓	✓		✓		✓				
		・気密, 検査上の確認不足							✓			✓
		・配管支持部の緩み	✓	✓		✓		✓	✓	✓		
		・ろう付け・溶接部の疲労	✓	✓			✓				✓	
		・摩耗損傷	✓			✓	✓	✓	✓	✓		
		・防湿シール部損傷		✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓
		・保温材劣化		✓	✓			✓		✓	✓	✓
		・漏えい部位の補修不備							✓	✓		
		・類似箇所の損傷								✓		✓
6	熱交換器 ・伝熱管 ・コイルUベント部	・ろう付け・溶接部の疲労	✓	✓			✓				✓	
		・摩耗損傷	✓			✓	✓	✓		✓		
		・伝熱管の穴あき	✓	✓			✓	✓		✓	✓	✓
		・漏えい部位の補修不備							✓	✓		
		・空縮器フィン劣化		✓				✓		✓	✓	
		・類似箇所の損傷								✓		✓
7	圧力スイッチ類	・検知チューブの破損 (こすれ, キズ) ・ベロー部の損傷	✓				✓	✓	✓	✓		
8	溶栓	・溶融金属の溶融, 接着部の劣化	✓		✓			✓		✓		

備考: 原因 ⑤は冷媒, 潤滑油などの経年劣化及び(水分, 空気などの混入によるコンタミ

出典 「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン(JRC GL-01)」/一般財団法人
日本冷凍空調設備工業連合会

②第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者への通知

修理等を行うまでのフロン類の充填を防止するため、点検・修理の実施を確認できない場合に、点検の実施や修理を行う必要性を管理者及び整備者に説明することが、充填回収業者に求められる。

③修理等を行うまでの充填の禁止

充填回収業者は、フロン類の漏えい又は故障等を確認した時、やむを得ない場合を除き、点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはならない。

なお、フロン類の充填については、管理者に対しても、充填回収業者からの通知等によってフロン類の漏えい又は故障等を確認した場合は、確認した漏えい又は故障等に係る点検を実施し、修理を行うことが求められているとともに、これらを実施するまでは、原則として、整備者を通じて管理第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填することを委託してはならないとされている。(管理者判断基準 第三)

例外 1) 漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合

特定・修理の著しく困難な場所とは、建物解体を伴うような工事が必要な場所を指す。

ただし、その場合であっても、専門的な見地から確認すれば解体を伴わずに特定・修理が可能な場合があるため、特定・修理の著しく困難な場所の判断は設備業者に仰ぐ必要がある。また、判断を仰ぐ設備業者は、点検に関する「十分な知見を有する者」である。

例外 2) 修理を行わずに応急的にフロン類の充填を行うことが必要な場合

修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から 60 日以内に修理を行うことが確実なときは、点検修理の前に1回に限り充填を行うことができる。応急的に充填が必要な場合としては、次のようなものが想定される。

ア)環境衛生上必要な空気環境の調整のための場合

- ・集中治療室を有した病院内空調機器であり、治療の維持のためにやむを得ず冷媒充填を行い、代替設備の導入を待って、点検・修理を行う場合
- ・夏期における空調設備からの漏えいであって、従業員の健康を維持するためにやむを得ず冷媒充填を行い、営業時間終了後に点検・修理を行う場合

イ) 被冷却物の衛生管理のための場合

- ・商品の保存・管理のためにやむを得ず冷媒充填を行い、営業時間終了後に点検・修理を行う場合

ウ) 事業の継続のための場合

- ・24 時間営業店であり短期的に修理することが困難であるため、やむを得ず冷媒充填を行い、閑散期等に点検・修理を行う場合

応急的に充填が必要と判断した場合、「応急的に充填が必要な理由」及び「修理予定日」が明らかにされている必要がある。また、その理由が経済的な損失に係るものである場合、機会損失費用の見積りなど、定量的な説明が準備されていることが必要である。

なお、上記の場合はあくまでやむを得ないものに限定される例外的な措置であることに十分留意することが重要である。

④冷媒の確認

冷凍冷蔵空調機器は、通常、機器使用時の安全性や効率性等を考慮して、機器の製造業者が特定の冷媒を想定して設計されている。

そのため、この冷媒とは異なるものを充填することは想定されていないと考えられるところ、地球温暖化防止という法の趣旨も鑑み、充填しようとするフロン類の種類が、

- ・法第87条第3号に基づき製品に表示されたものと確認すること 又は
- ・製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該製品の製造業者等に確認すること

を充填回収業者に求めている。

なお、現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを充填しようとする場合は、あらかじめ、当該特定製品の管理者の承諾を得ることも必要である。

⑤「十分な知見を有する者」(充填時)

フロン類の充填については、フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこととされている。

ここで、十分な知見を有する者とは、第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識に精通した者を指す。具体的な知識については、施行規則第 14 条に示す充填に関する基準について対応した、表 29 に示すものである。

表 29 充填時に求められる知識

項 目 (対応する基準)	主な内容
冷凍空調の基礎 (一～八)	✓ 冷凍, 空調基礎用語(例:過熱度, 過冷却, 高圧, 低圧, 飽和圧力, 冷凍効果, 成績係数・常用圧力等) ✓ p-h線図、冷媒の物性、冷凍サイクル、圧力(耐圧, 設計, 運転, ゲージ, 気密試験, 漏れ試験)、潤滑油の物性、運転制御に関する知識 など
使用機器の構造・機能 (一～三、七・八)	✓ 圧縮機・電動機、潤滑装置、容量制御装置、蒸発器、凝縮器、付属機器類、安全装置などの構造や機能 など
冷媒配管 (一～三、五～八)	✓ 配管設計(温度、振動、腐食環境)、配管施工技能(加工・工具類取扱)、切断・溶接・ろう付け作業、配管支持作業、保冷・防湿作業 ✓ 冷媒系統部品(弁、フレア等継ぎ手類)に関する知識 など
運転・診断 (一～三、五・六・八)	✓ 運転調整の方法、漏えい検知器の取扱い、運転漏えい診断、適正充填量の判断に関する知識 など
漏えい点検・修理 (一～七)	✓ システム漏えい点検方法、間接法による漏えい点検方法、直接法による漏えい点検、定期漏えい点検の頻度、定期漏えい点検の作業手順 ✓ 加圧漏えい試験・真空検査 ✓ ろう付け作業 ✓ 漏えい修理作業、漏えい点検・修理記録簿 ✓ 回収装置、回収容器の取扱・運転手順 ✓ 冷媒充てん作業 ✓ 安全で効率的な冷媒回収作業 など

項 目 (対応する基準)	主な内容
漏えい予防保全(漏らさない技術) (七・八)	✓ 点検・整備(故障の診断, 原因, 漏えい防止方法) ✓ 交換部品(耐用年数、設置環境) ✓ 漏えい防止の予知診断技術 ✓ 稼働時漏えい防止ノウハウ ✓ 漏えい事例
冷媒設備に係る法規 (一～八)	✓ 高圧ガス保安法 ✓ フロン排出抑制法 ✓ その他関係法令
フルオロカーボンによる地球環境問題(必須ではないが望ましい)	✓ オゾン層破壊問題 ✓ 地球温暖化問題 ✓ 回収・再利用の重要性

上記の知識を持ち、フロン類の充填に関して十分な知見を有する者に当たる者の水準の例としては、具体的には、以下のA～Cが考えられる。

なお、現時点で以下のA～Cのいずれにも該当しない場合は、上記の知見の習得と並行して、施行後1年程度でA～Cに該当するように対応することが推奨される。

A. 冷媒フロン類取扱技術者

冷媒フロン類取扱技術者は、第一種と第二種が存在し、第一種は、一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会が、第二種は、一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構が認定する民間の資格で、フロン排出抑制法の施行に合わせ、設置された資格である。

<http://www.jarac.or.jp/business/CFC_leak/>, <http://jreco.or.jp/shikaku_gaiyo.html>

B. 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

一定の資格等としては、例えば、以下の6資格が挙げられる。

- ・ 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
- ・ 高圧ガス製造保安責任者:冷凍機械(高圧ガス保安協会)
- ・ 上記保安責任者(冷凍機械以外)であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士(中央職業能力開発協会)
- ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・ 自動車電気装置整備士(対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。)(ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。)

また、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習とは、上記の表 29 に掲げる内容についての講義及び考査を指す。ここで、当該講習については、一定の水準に達している必要があるため、環境省及び経済産業省に照会することで、随時、その適正性について確認される。

C. 十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

十分な実務経験とは、例えば、日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を順守し、違反したことがない技術者を指す。

また、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習とは、前記の表 29 に掲げる内容についての講義及び考査を指す。ここで、当該講習については、一定の水準に達している必要があるため、環境省及び経済産業省に照会することで、随時、その適正性について確認される。

なお、上記の A～C の資格を有すること等をもって、第一種特定製品へのフロン類の充填ができるものではなく、前述のとおり、必ず都道府県知事の登録が必要であることに留意されたい。

■フロン類の充填に関する高圧ガス保安法の規定について

フロン類の充填に際し、高圧ガス保安法告示の要件を満たすフロン類回収装置を用いて充填・回収を行う場合は、高圧ガス保安法に基づく製造の許可や届出は不要となっているが、回収装置を用いずにボンベから直接充填を行う行為については、以下を除き、充填の20日前までに高圧ガス保安法第20条の4に基づく販売事業の届出が事業所ごとに必要となる。

＜販売届が不要な場合＞

- 1) 2.1MP以下で充てんされた、内容積1リットル以下の容器を用いて販売する場合。
- 2) 店舗の貯蔵量5m³の販売所でかつ内容積 1.2 リットル以下の容器を用いて販売する場合。(液化フロン類の場合は、貯蔵量は 50Kg未満)

(2) 回収に関する基準

(第一種特定製品整備者の引渡義務等)	
法第 39 条	
3	第一種フロン類充填回収業者(第1項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第6項、次条第1項、第46条、第47条第1項から第3項まで、第48条、第49条第1項、第2項及び第5項から第7項まで、第59条第1項及び第2項、第60条第2項、第62条第3項及び第5項、第69条第1項及び第5項、第70条第1項及び第2項、第71条第2項、第73条第2項及び第4項並びに第75条において同じ。)は、第1項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第44条第2項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。
(第一種フロン類充填回収業者の引取義務)	
法第 44 条	
2	第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

第一種フロン類充填回収業者等によるフロン類の回収に関する基準

施行規則	
第 40 条	法第 44 条第2項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一	第一種特定製品の冷媒回収口における圧力(絶対圧力をいう。以下この号において同じ。)の値が、一定時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第 39 条第1項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル(第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。)に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあつては、この限りでない。
二	フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

表 30 施行規則 別表第一(施行規則第40条)

フロン類の圧力区分	圧 力
低压ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa 未満のもの)	0.03MPa
高压ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa 以上 2MPa 未満であって、フロン類の充填量が 2 kg 未満のもの)	0.1MPa
高压ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa 以上 2MPa 未満であって、フロン類の充填量が 2 kg 以上のもの)	0.09MPa
高压ガス(常用の温度での圧力が 2MPa 以上のもの)	0.1MPa

【概要】

フロン類の回収の実効性の確保のため、充填回収業者が回収の際に遵守すべき基準を定めるものである。

フロン類の回収は、第一種特定製品に充填されているフロン類の圧力、充填量に応じて、冷媒回収口の圧力が所定の圧力以下になるまで吸引することが必要となる。

また、回収方法について十分な知見を有する者が回収を行う、あるいは、回収に立ち会うことが定められている。

【解説】

①圧力の換算

施行規則別表第一に記載されている圧力値は、絶対圧力をSI単位で示したものである。絶対圧力とゲージ圧力との対応について、表 31 に示した。

表 31 圧力の換算

	単 位	施行規則で扱っている圧力値				
SI 単位(絶対圧力)	MPa	2	0.3	0.1	0.09	0.03
SI 単位(ゲージ圧力)	MPa	1.9	0.2	0	-0.01	-0.07
工学単位(ゲージ圧力)	kgf/cm ²	19	2	0	-0.1	-0.7
真空圧力	mmHg			0	-100	-500

②冷媒の圧力区分(参考としてゲージ圧力を()内に付記)

回収基準では、フロン類の圧力により、①低压ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa(ゲージ圧力 0.2MPa) 未満)、②高压ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa(ゲージ圧力 0.2MPa) 以上 2MPa(ゲージ圧力 1.9MPa) 未満)、③高压ガス(常用の温度での圧力が 2MPa(ゲージ圧力 1.9MPa) 以上)の3区分に分類されている。表 32 に施行規則のフロン類の圧力区分に該当する主要な冷媒フロンの種類を示した。

表 32 フロン類の圧力区分に該当する主要な冷媒フロンの種類

フロン類の圧力区分	CFC	HCFC	HFC
低压ガス	R11,R113		R123
高压ガス(常用の温度での圧力が 0.3～2MPa 未満)	R12,R114,R115, R500,R502	R22	R134a,R32,R407C,R407E, R410A,R507A, R404A
高压ガス(常用の温度での圧力が 2MPa 以上)	R13,R503		R23

1) 低圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa(ゲージ圧力 0.2MPa)未満)

低圧ガスは、高圧ガス保安法の適用を受けない。また、低圧ガスは、低圧型遠心冷凍機にしか使用されていない。低圧ガスは沸点が高く常温で液体状態であること、及び、低圧型遠心冷凍機におけるフロン類の充填量が 100kg～数トンと極めて大きいために、回収に当たっては専門の技術を要する。

2) 高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3 MPa(ゲージ圧力 0.2MPa)以上 2MPa(ゲージ圧力 1.9MPa)未満)

高圧ガス保安法の適用を受けるフロン類で、最も一般的に使われている。高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収機を用いてフロン類の回収を行う場合は、高圧ガス保安法の適用除外となるが、その他の方法によってフロン類を回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になる。

3) 高圧ガス(常用の温度での圧力が 2MPa(ゲージ圧力 1.9MPa)以上)

温度が極めて低い特殊冷凍機器に用いられるフロン類である。高圧ガス保安法の適用を受ける。対応する冷凍機は、比較的小型で、回収の対象となるフロン類の量は少ない。

高圧ガス保安法上、高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収機を用いてフロン回収を行う場合は、法の適用除外となるが、その他の方法によってフロン類を回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になる。

③フロン類回収の基本手順と確認事項

フロン類回収の手順を、①低圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa(ゲージ圧力 0.2MPa)未満)の回収、②高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3～2MPa(ゲージ圧力 0.2～1.9MPa)未満)の回収、③高圧ガス(常用の温度での圧力が 2MPa(ゲージ圧力 1.9MPa)以上)の回収に分類して記述する。

1) 低圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa(ゲージ圧力 0.2MPa)未満)の回収

ア. 回収機の準備

- 施行規則で冷媒回収口における所定の圧力が 0.03MPa(−500mmHg)とされていること及び、回収能力の大きな装置が求められることから、これに合った特殊な回収機を用意する必要がある。

イ. 回収手順と注意事項

- 機器停止時には、フロン類は主として蒸発器に液体として存在することから、機内を冷媒等で 0.02MPa 程度加圧して液体の状態での回収する。同時に冷凍機油も抜き取るようにする。
- 液回収後に、回収機を接続して、所定の吸引圧力以下になるまで残存ガスの回収を行う。通常は、1～2日間回収作業を続ける場合が多いと考えられる。内部ガス温度と吸引圧力によって残ガス量が決まるが、現状の技術レベルを考慮して、通常の外気温度下で最大 90%以上の回収効率を確保できることを目安にして、施行規則では所定の圧力は、0.03MPa に規定されている。
- 大型機器でフロン類の充填量が多いことを考慮すると、残存量を極力少なくするためには更に低い圧力まで吸引するほうがよい。
- 所定圧力以下まで吸引した後に、回収機を停止して、回収機側のバルブを閉止して、圧力の変化を観察する。「一定時間が経過した後」に、所定の圧力以下に保持されていることを確認(この場合、所定の圧力を超えて圧力上昇していたら再度回収を行う。)して、回収作業を終了する。
- 液体フロンと冷凍機油の回収後に、気体フロンを回収した場合は、30 分程度の時間を置けば十分であると考えられる。

2) 高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3～2MPa(ゲージ圧力 0.2～1.9MPa) 未満)の回収

ア. 回収機の準備

- 現在、市場に流通している多くの回収機は、この区分のフロン類を回収するために開発されている。実作業上は、次の2点について配慮する必要がある。

○回収できる冷媒の種類

回収機は高圧ガス保安法に基づく技術基準に従って製造されていることが必要となる。各回収機は、高圧ガス保安法に基づいて、回収できる冷媒の種類を R 番号で指定している。従って、使用する回収機が使える冷媒の種類を R 番号で確認する必要がある。

○吸引圧力

施行規則によってフロン類の充填量に応じて定められた圧力以下になるまで吸引を行うことになる。従って、使用する回収機が施行規則で定められた圧力以下まで吸引できることを予め確認する必要がある。

イ. 回収手順と注意事項

- 回収しようとしている機器に充填されている冷媒の種類及び充填量を調査する。
- 複雑な冷媒回路を有するシステムにおいては、吸引不可能な密閉空間を形成する場合があるので、必要に応じて複数箇所から吸引する。
- 冷凍機の運転が可能な場合は、予め暖機運転やポンプダウンを行うと、より確実な回収ができる。
- 凝縮器等の冷却水は、予め抜き取る。
- 回収機を稼働させて、所定の圧力以下まで吸引する。
- 回収機を停止して、回収機側のバルブを閉止して、圧力の変化を観察する。
- 一定の時間経過後に、所定の圧力を超えて圧力が上昇していたら再度回収作業を行う。
- 所定の圧力以下に保持されていた場合は回収作業を終了する。
- 施行規則で定める「一定時間が経過した後」については、以下を参考に適切な時間が必要である。
- 所定の圧力まで吸引した後に圧力が上昇するのは、冷凍機油に溶解しているフロン類が外部からの浸入熱によって蒸発することや残存空間から狭い通路を通して吸引空間にフロン類が移動することが原因である。従って、残存する冷凍機油の量が多く温度が低い場合、外気温度が低い場合、フロン類の充填量と回収機的能力の比が小さく、見掛け上短時間に吸引できる場合、2箇所からの吸引が不可能で1箇所から吸引している場合等においては、時間を長く取る必要がある。
- フロン類の充填量が2kg 未満の場合は、一般的に 10 分程度の時間で良いと考えられるが、上記の条件に応じて保持時間を増減する必要がある。
- なお、充填量が2kg 以上の場合は、さらに長い時間が必要となる。

3) 高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa(ゲージ圧力 1.9MPa) 以上)の回収

ア. 回収機の準備

- 沸点が極めて低く、常温時のガス圧力が高くなるため、回収機及び回収容器は、特別の耐圧特性を有するものが必要となる。

イ. 回収手順と注意事項

- 基本的に、高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3～2MPa 未満)の場合と同様である。
- 「一定時間が経過した後」については、一般的に、高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3～2MPa(ゲージ圧力 0.2～1.9MPa) 未満)の場合に比べて短時間で良いと考えられる。

④フロン類回収の十分な知見を有する者

第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が十分な知見を有する者と考えられる。

なお、業務用冷凍空調機器の回収に係る資格には、主に以下のようなものがある。

- ア. 冷媒フロン類取扱技術者
- イ. 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- ウ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
- エ. 冷凍空気調和機器施工技能士
- オ. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事業所の保安管理者
- カ. フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- キ. 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
- ク. 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))
- ケ. 自動車電気装置整備士(ただし、平成 20 年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成 20 年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)

(3) 運搬に関する基準

法第 46 条

2 第一種フロン類充填回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

第一種フロン類充填回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準

施行規則

第 50 条 法第 46 条第2項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 回収したフロン類の移充填(回収したフロン類を充填する容器(以下この号及び次号において「フロン類回収容器」という。)から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。)をみだりに行わないこと。
- 二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

【概要】

フロン類の漏えいを防ぐため、回収したフロン類を運搬するにあたり遵守すべき運搬基準を定めている。当該運搬基準は充填回収業者だけでなく、充填回収業者から委託を受けて運搬を行う者(一般運送業者など)にも適用される。

【解説】

- ①施行規則第 50 条第1号に掲げる「移充填」とは、回収したフロン類を容器から容器へ移し換えることである。また、これを「みだりに行わない」とは、不必要な移充填を行ってはならないとの意味である。例えば回収したフロン類の輸送効率向上等のために行われている中継地点における移充填などは、これに該当しない。
- ②施行規則第 50 条第2号は、運搬時のフロン類回収容器の取扱いに関して、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこととされている。

4. 充填証明書・回収証明書の交付・情報処理センターの活用

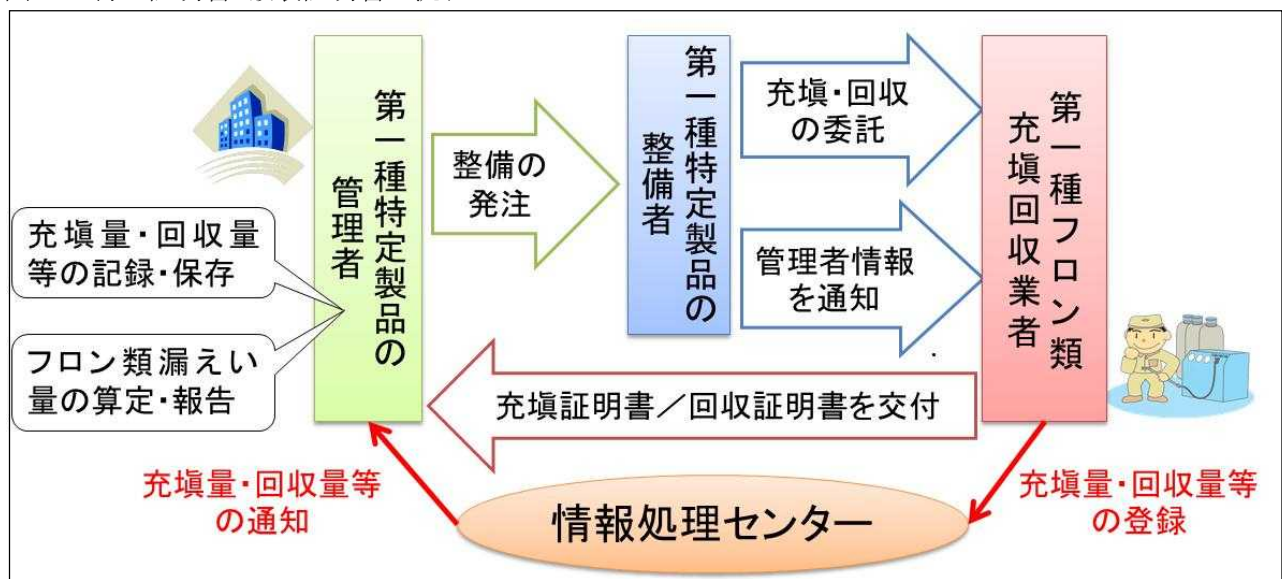
【概要】

充填回収業者は、第一種特定製品の整備時にフロン類の充填又は回収を行った際には、当該充填又は回収を委託した整備者が整備する第一種特定製品の管理者に対して、「充填証明書」及び「回収証明書」を交付する必要がある。

また、充填回収業者が、管理者の承諾を得て、必要な事項を情報処理センターに登録した場合、充填証明書及び回収証明書の交付を要しない。

なお、廃棄時回収の際は、法律上、回収証明書の交付は必要ないが、行程管理制度に従って対応する必要がある。

図 17 再生証明書・破壊証明書の流れ



※詳細は、第3章 1. (3), (4)を参照。

5. 第一種フロン類充填回収業者の記録・報告等

【全体説明】

充填回収業者は、充填量及び回収量等を記録を作成し、業務を行う事業所に保存するとともに、管理者や整備者等から当該記録の閲覧申出があった場合にはこれに応じることとされている。また、毎年度、前年度の充填量及び回収量等について都道府県知事に報告しなければならない。

なお、当該報告内容については、都道府県知事から通知を受けた国において取りまとめを行い、公表する。

(1) 充填量、回収量等の記録・保存

法第 47 条 第一種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。第3項において同じ。）、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第 50 条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

第一種フロン類充填回収業者による充填量及び回収量の記録等

施行規則

第 51 条 法第 47 条第1項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日、当該充填に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者の氏名又は名称及び住所、第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、当該充填に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）
 - 二 第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別、フロン類を回収した年月日、当該回収に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所、当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の種類ごとの量（第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）
 - 三 法第 50 条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合においてフロン類を再生をした年月日及び再生をしたフロン類の種類ごとの量並びに当該再生をしたフロン類を冷媒として充填した年月日及び当該充填に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該再生をしたフロン類を充填した量
 - 四 フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
 - 五 フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
 - 六 フロン類を第四十九条第一号に規定する場合において引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
 - 七 第 49 条第2号に規定する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量
- 2 第一種フロン類充填回収業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の充填、回収、法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成の日から5年間保存しなければならない。

【解説】

①記録事項

充填回収業者が記録する必要がある事項は次のとおりである。

< 充填量・回収量・再生量等 >

① 充填量等

- ・第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日
- ・当該充填に係る整備を発注した管理者及び整備者の氏名又は名称及び住所
- ・第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、当該充填に係る第一種特定製品の種類及び台数
- ・充填したフロン類の種類ごとの量(回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)

② 回収量等

- ・第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別
- ・フロン類を回収した年月日
- ・当該回収に係る整備を発注した管理者及び整備者(廃棄の場合:廃棄等実施者及び引渡受託者)の氏名又は名称及び住所
- ・当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数
- ・回収したフロン類の種類ごとの量(第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)

③ 再生量等

- ・法第 50 条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合においてフロン類を再生をした年月日
- ・再生をしたフロン類の種類ごとの量
- ・当該再生をしたフロン類を冷媒として充填した年月日
- ・当該充填に係る整備を発注した管理者の氏名又は名称及び住所
- ・当該再生をしたフロン類を充填した量

< 引渡量等 >

④ 第一種フロン類再生業者への引渡量等

- ・フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日
- ・引き渡した相手方の氏名又は名称
- ・引き渡したフロン類の種類ごとの量

⑤ フロン類破壊業者への引渡量等

- ・フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日
- ・引き渡した相手方の氏名又は名称
- ・引き渡したフロン類の種類ごとの量

⑥ フロン類を施行規則第 49 条第1号に規定する者に引き渡した場合

- ・フロン類を施行規則第 49 条第1号に規定する者へ引き渡した年月日
- ・引き渡した相手方の氏名又は名称
- ・引き渡したフロン類の種類ごとの量

⑦ 施行規則第 49 条第2号に規定する者に引き渡した場合

- ・フロン類を施行規則第 49 条第2号に規定する者へ引き渡した年月日
- ・返却の年月日
- ・申請者の氏名又は名称及び住所
- ・引き渡したフロン類の種類ごとの量

記録事項のうち「フロン類の種類」については、CFC、HCFC、HFCの区分である。ただし、冷媒番号(R12、R134a等)を付記しても構わない(例:CFC(R12))。また、「第一種特定製品の種類」についても同様に、日本標準商品分類名等の細かい分類(例えば、除湿器、ショーケース等)を付記しても構わない(例:エアコンディショナー(除湿器)、冷凍・冷蔵機器(ショーケース))。ただし、都道府県知事への報告(第4章5. (3)p.77 参照)に際しては、登録申請の区分に従い報告しなければならない。

なお、平成 25 年法改正に伴い追加となった記録事項は以下のとおりである。

表 33 平成 25 年改正に伴う第一種フロン類充填回収業者の記録事項への追加事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 第一種特定製品の整備が行われる場合(第一種特定製品新規設置時を含む。)において第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日、当該充填に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者の氏名又は名称及び住所、当該充填に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに充填したフロン類の種類ごとの量(第一種特定製品の設置に係る量とその他の活動に係る量とを区分して記録。その他の活動に係る量については、回収した後に再び当該製品に冷媒として充填した量とそれ以外の量とを更に区分して記録)○ 法第 50 第1項ただし書きの規定に基づき第一種フロン類再生業を行う場合※においてフロン類を再生した年月日及び再生したフロン類の種類ごとの量並びに当該再生したフロン類を冷媒として充填した年月日及び当該充填に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び再生したフロン類を充填した量(※第4章6. p.79 も参照)○ フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量 |
|---|

※ 引渡義務の改正に伴い、再利用した量に係る事項は、削除

②記録方法

充填回収業者の記録は、帳簿を備え、これを5年間保存することが必要となる。帳簿の様式については法令で定められたものはない。①の記録項目が含まれていればよいが、参考として帳簿の例を第6章7. (4)p.123 に示す。帳簿のかわりに伝票を活用してもよい。

帳簿(記録)は電子媒体等の電磁的方法により作成し、保存することができる。電磁的方法による保存をする場合には、情報システムの安全対策等について確保するよう努めなければならない。

(2) 記録の閲覧

- | |
|---|
| <p>法第 47 条</p> <p>2 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> |
|---|

【概要】

整備を発注した管理者等から、充填回収業者が保存する記録について閲覧したいとの申し出があった場合は、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

【解説】

①閲覧申出者

閲覧申出者は、第一種特定製品の整備の発注をした管理者、整備者、廃棄等実施者又は引渡受託者である。つまり、委託確認書又は再委託確認書に記載されている関係者又は整備の発注者や整備者を指す。

なお、充填回収業者には委託確認書の保存義務はないが、引渡受託者による閲覧を認めており、当該関係者と特定できない場合も考えられるため、委託確認書の保存や引渡受託者の氏名又は名称等の記録をしておくことが望ましい。

②閲覧申出を拒否できる正当な理由

「正当な理由」とは以下のような場合(例)が考えられる

- 記録の保存期間(5年間)が既に経過している場合
- 地震、水害、火災などにより、記録が消滅してしまった場合
- 閲覧を申し出た引渡受託者が、引渡受託者であることの特定ができなかった場合
- 営業時間外や閲覧することによって、業務に多大な支障が生じる場合
- 閲覧を申し出た者が当該関係者である証を示さなかった場合

■閲覧申出にあたっての第一種特定製品整備者等における留意事項

- 自らの回収に係る記録について、いつでも充填回収業者に対し、閲覧を求めることができる。
- ただし、閲覧希望及びその内容をできるだけ事前に充填回収業者に伝え、閲覧することで充填回収業者の業務に支障を来さないよう配慮することが望ましい。(例えば、整備時の伝票の控えや委託確認書の写しを事前に提示する等。)
- 充填回収業者の求めに応じて、閲覧を求めている内容の関係者であることを証する必要がある。
- 本規定により開示する内容は、本法に基づき記録、保存の義務が課されている内容である。これら以外の情報が保存書面に記されている場合は、個人情報等に留意しマスキングなどによって覆うことにより対応することが考えられる。

(3)都道府県への報告

法第 47 条

- 3 第一種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

第一種フロン類充填回収業者による充填量及び回収量等の報告

施行規則

第 52 条 法第 47 条第3項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、前年度においてフロン類を充填した第一種特定製品の種類ごとの台数及び充填したフロン類の種類ごとの量(回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)
- 二 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は

第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類を回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収したフロン類の種類ごとの量(第一種特定製品の整備が行われた場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)	
三	業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量
四	業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
五	業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
六	業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において法第 50 条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生をしたフロン類の種類ごとの量及び当該再生をしたフロン類を充填した量
七	業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第 49 条第1号に規定する場合において引き渡したフロン類の種類ごとの量
八	業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量
九	第 49 条第2号に規定する場合にあっては、その行為を行った第一種フロン類充填回収業者が登録を受けた都道府県ごとに、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量
2	第一種フロン類充填回収業者は、年度終了後 45 日以内に、様式第三による報告書とその業務を行った区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

【概要】

年度末時点で登録を受けている充填回収業者は、当該年度における充填量・回収量を施行規則様式第3に基づき作成した報告書を、当該年度終了後 45 日以内(5月 15 日まで)に都道府県知事に提出しなければならない。年度は毎年4月1日から翌年3月 31 日までとする。

報告は、充填回収業者の登録単位で、登録を受けた都道府県ごとに充填量(設置時又はそれ以外の別)及び回収量(整備又は廃棄等の別)を報告することになる。この場合、登録した都道府県内での区域(充填又は回収した場所)に関する充填量・回収量等が対象となり、これを報告することになる。

なお、充填量・回収量等の実績がない場合であっても、報告する必要がある。

【解説】

①報告事項、報告方法

報告事項は、(1)の記録事項に対応している。

施行規則様式第3(第6章4. (3)p.112)に従い、都道府県知事への報告書を作成する。

なお、平成25年法改正に伴い追加となった報告事項は以下のとおりである。

表 34 第一種フロン類充填回収業者の都道府県知事への報告に係る追加事項の概要

○業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度においてフロン類を充填した第一種特定製品の種類ごとの台数及び充填したフロン類の種類ごとの量(第一種特定製品の整備が行われた場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除き、かつ、第一種特定製品の設置に係る量とその他の活動に係る量とを区分して報告)
○業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一

種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

- 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において法50条1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生したフロン類の種類ごとの量及び当該再生したフロン類を充填した量

※引渡義務の改正に伴い、再利用した量に係る事項は、削除

②報告後の取扱い

充填回収業者から都道府県知事に報告された内容については、各都道府県で集計し、施行規則様式第4に基づき作成した通知書が、年度終了後4ヶ月以内に主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣）に通知される。

6. 第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の再生

法第 50 条 第一種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、第一種フロン類充填回収業者が、主務省令で定めるところにより、フロン類の再生の用に供する施設又は設備（以下「第一種フロン類再生施設等」という。）であって主務省令で定めるものにより第一種フロン類再生業を行う場合は、この限りでない。

一種フロン類再生業者の許可を要しない場合

施行規則

第 54 条 法第 51 条第 1 項ただし書の規定による第一種フロン類再生業は、次により行うものとする。

- 一 フロン類の充填に関する記録その他の使用及び管理の状況について把握している第一種特定製品から自らが回収するフロン類又は第一種特定製品から自らが回収するフロン類であって、自ら保有する分析機器を使用すること若しくは十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することによりその性状が適切に確認されているフロン類について、フロン類の再生を行うこと（フロン類の回収に付随してフロン類の再生が行われる場合であって、法第 46 条第 1 項の主務省令で定める場合又は再生をしたフロン類を第一種フロン類再生業者若しくはフロン類破壊業者に引き渡すことを目的として回収を行う場合を除く。次号において同じ。）。
 - 二 再生をしたフロン類を自ら冷媒として充填の用に供する目的でフロン類の再生を行うこと。
 - 三 フロン類の再生の用に供する設備（次項に規定するものに限る。）の適正な使用方法に従って、フロン類を大気中に排出することなく、適切な再生を行うこと。
- 2 法第 50 条第 1 項ただし書に規定する主務省令で定めるものは、フロン類の再生の用に供する設備のうち、次に掲げる要件に該当するものとする。
- 一 フロン類の再生の用に供する設備を構成する装置のうち、フロン類の再生の用に供する装置については、一の筐体に収められていること。
 - 二 可搬式のものであること。
 - 三 供給口及び排出口（当該設備から排出ガスを大気中に排出するために設けられた開口部をいう。）を除き密閉でき、フロン類の大気中への排出が生じない構造であること（安全性の確保のためやむを得ない場合において、フロン類を排出する機能を備えているものを含む。）。
 - 四 再生をしようとするフロン類の種類に応じた適切な再生を行うことができるものであること。

【概要】

第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生については、平成 25 年法改正によって、新たに業規制（国による許可制度）が導入されている。しかし、充填回収業者は、一定の要件を満たす場合には、許可を受けなくても再生することができる。

【解説】

第一種フロン類充填回収業者が国の許可を得なくてもフロン類の再生をすることができるのは、以下の要件に該当する場合である。

①実施者に関する要件

以下のいずれにも該当する者であること。

- 1) 自らが回収するフロン類の再生を行うこと
- 2) フロン類の充填に関する記録・使用・管理の状況について把握している第一種特定製品から回収されたフロン類の再生を行うこと。
（※使用管理の状況を把握していない第一種特定製品から回収されたフロン類については、自らが保有する分析機器を使用、又は十分な経験・技術的能力を有する者に分析を委託することによりその性状が適切に確認されている必要がある。）
- 3) 再生をしたフロン類を自ら冷媒として充填の用に供する目的でフロン類の再生を行うこと。
「自らが冷媒として充填の用に供する」とは、第一種フロン類充填回収業者が再生したフロン類を、当

該充填回収業者自体が機器へ冷媒として充填する又は配管洗浄用を使用する場合を指す(この限りにおいては、当該フロン類を回収した機器以外への利用も可能となる。)。第一種フロン類充填回収業者が再生したフロン類を第三者(他の充填回収業者やフロン類製造事業者等)へ譲渡する場合は、再生業の許可が必要となる。

- 4) フロン類の再生の用に供する設備の適正な使用方法に従って、フロン類を大気中に排出することなく、適切な再生を行うこと。

※ フロン類の回収に付随してフロン類の再生が行われる場合であって、かつ、再生をしたフロン類を第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者、施行規則第49条第1項の業者のいずれかに引き渡すことを目的として回収を行う場合は、2)及び3)に該当しなくともよい。充填回収業者が、再生設備が内蔵された回収設備を用いて回収を行う場合には、回収と同時に不可避免的に再生が行われることから、そのような再生行為については例外とする趣旨である。

②設備に関する要件

以下のいずれにも該当する設備であること。

- 1) フロン類の再生の用に供する設備を構成する装置のうち、フロン類の再生の用に供する装置については、一の筐体に収められていること。
- 2) 可搬式のものであること。
- 3) 供給口及び排出口を除き密閉でき、フロン類の大気中への排出が生じない構造であること(安全性の確保のためやむを得ない場合において、フロン類を排出する機能を備えているものを含む。)
- 4) 再生をしようとするフロン類の種類に応じた適切な再生を行うことができるものであること。

※ 「一の筐体に収められて」おり、かつ、「可搬式」の設備とは、「移動させることが可能なもの(通常建屋と一体のものとして設置・使用されるものでないもの)」として製造・販売されたものであって、再生をするために必要な装置が一の筐体(機械及び装置等を収める容器又は外装)に収められたものを指し、当該設備を使用する限りにおいては、現に回収の現場に携行して再生の用に供するか、現に据え置いて再生の用に供するかは問わない(例えば、充填回収業者が自ら回収したフロン類を事業所に持ち帰り、当該設備を用いて再生をするような場合も含む。)